

構造的知能暴力事件を始めとする構造的不正に対する取組の強化等について

〔 平成27年2月19日  
警察庁丁捜二発第34号  
警察庁刑事局捜査第二課長から警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて 〕

(概要)

構造的知能暴力事件に対する総合的取組の推進について指示した刑事局長通達（平成27年2月19日丙捜二発第7号、丙組企発第4号、丙暴発第4号）を受け、各都道府県捜査第二課に対し、構造的知能暴力事件を始めとする構造的不正に対する取組の強化を図ることを指示したものである。

主な内容は、

- 取組の強化
- 情報収集活動の強化
- 報告の徹底

である。